

令和5年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和6年1月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和6年1月25日(木) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	欠	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明(北部)	○	16. 渡邊 由美子(西部)	○	17. 堀田 啓(南部)	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 國分 健太郎

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1)議決案件について

議案第24号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

議案第25号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 2件

議案第26号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

(2)報告案件について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 11件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

本日が2024年最初の総会です。昨日今日と雪が降りまして、足下が滑りやすい中、お集まりいただきありがとうございます。

体調管理もですが、怪我にもお気を付けいただきますようお願いいたします。

では、只今から、令和5年度第10回清須市農業委員会を開催いたします。本日は事前に酒井委員から欠席の連絡がありましたが、13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は6番 三宅 正恭（みやけ まさやす）委員と8番 岩田 房喜（いわたふさよし）委員をお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第24号】農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 先月の総会において、保留となりました最適化指針の見直しについて、改めて「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」とは、農地の利用の最適化を図るため、「遊休農地の発生防止と解消」、「担い手への農地の集積・集約化」、「新規参入の促進」の目標を定め、推進していくもので、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、指針の策定が努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成が求められております。

本農業委員会では最適化交付金の交付要件になっていたこともあり、令和4年8月に指針を策定しましたが、4月の法改正を踏まえ、内容を見直すため議案を提出いたしました。

内容につきましては、前回から変更はございませんので、事務局からの説明は割愛いたしますので、ご意見ご意見のある委員はご発言をお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見などありませんか。

伊 藤 委 員 前回の保留の案件でしたので、内容を確認してきました。

2 ページの遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について、中段になお書きがありますが、「なお従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止及び早期発見等～」記載してありますが、最後に利用状況の調査の時期にかかわらず、日常的に実施すると明記してありますが、これは日常的にというのは毎日ということですか。

事 務 局 毎日でなく、日々の生活の中で、例えば農協に行く際に農地を見回っていただくとか、そういった今活動記録報告に書いていただいているようなことを想定しておりますので、毎日ではないですが、日常の中で農地にも目を配っていただきたいという意味合いで記載をしております。

伊 藤 委 員 日常的というのは、かなり負担のかかる書き方なので、例えば定期的にといった記載であれば、現実的であるかなと思ったので質問をしました。

二つ目の質問は、3 ページに一番上から二つ目、利用意向調査によって再生利用が困難と判断された農地についてはということで、このいわゆる非農地判断の判断基準というのは、どういうものなのでしょうか。

事 務 局 非農地判断というのは清須市では一度も行ったことはないのですが、例えば本当にどこにも接道していないような農地が、非農地判断に該当するという記載があったと思います。具体的に場所を挙げると、一場地区で大分遊休農地化が進んでいる農地があるんですけども、愛知県に確認したのですが、基本的に先ほど申し上げた狭小なところであったりとか、山林とかそういったものを非農地判断すべき農地として想定しているようでして、そういった都市近郊の市町村には該当しないものかというようなことを愛知県から伺っているので、基本的によっぽどのが無い限り、非農地判断に該当するような農地は清須市内にはないと思っております。

かたや県からはどんどん非農地判断をして農地として守るものと農地でない判断するものを明確にしてほしいという話があるので、今の考えでいくと、清須市内で非農地判断に該当するような農地はないということで認識していただければ結構だと思います。

伊 藤 委 員 わかりました。

最後にですね、3 ページの、担い手への農地利用の集積・集約化についての(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法の中で①で地域計画の作成見直しについてことが具体的にありますが、本市では青地が少ないということでそもそも作成の必要性があるのかってということがありますが、補助金の関係で作らざるを得ないというお考えがあると

いうのをお聞きしたんですけど、まずはまだ作っていないので、見直しという記載は必要ないのではないかなと。その方が本市に見合うのではないかなと思うのですがどうでしょうか。

事務局 他の県からの様式例や他市町村を参考にしつつ、作成をしたところではあるんですけども、作成をまだしていない状況で、見直しというところではあるんですが、今後地域計画が策定されて、その地域で農地転用があると、その都度見直しをしなければならないといけなくなってしまうので、こちらに書かせていただきました。また作成と見直しはセットということでこちらに書かせていただきました。

伊藤委員 ちょっと違和感があったので、質問をさせていただきました。

会長 他に質問はありませんか。

鈴木推進委員 前回に引き続いて、法人の話なんですけど、各地元で法人が営農をしている現状があるので、そこはきちんと届出がでているのかという確認と、_____というところが農業法人なのかそういうことを確認したいです。

事務局 前回の指摘事項ですが、まだ調べることができていないので、確認をして改めて報告させていただきます。

2点目の_____についてなんですけど、こちらにあげている新規参入法人ということで、基本的に認定農業者であったりとか、清須市だったり、愛知県の認定をうけたものを想定しておりますので、_____が農地所有適格法人であるかどうかということは、確認できないんですけど、_____の数は、この中には入れておりません。

会長 農業組合法人ではないのですか。

鈴木推進委員 看板には_____と記載がありましたけど。

星野委員 農業だけでなくて、多角的にやってみえますよね。

事務局 農福連携でやっているという話は聞いていまして、一般の法人でも農地を借りることはできるので、ただ所有するには農地所有適格法人というものでないと、農地の所有自体はできません。そこは確か_____さんだっただと思うのですが、もともと農地をやってらっしゃるので、そちらを利用してやって見えるのだと思います。なのでそこについては、新規参入の法人の数には入れておりませんので、今の現状は0となっております。

鈴木推進委員 明確でないから入れていないということですか。

事務局 そうです。

会 長 いいでしょうか。

鈴木推進委員 とりあえずは大丈夫です。

会 長 伊藤委員から指摘のあった事項については、日常的にという記載はプレッシャーがかかりますが、事務局の説明の通りでお願いします。

2番目の非農地判断をとるといふわけにはいかないから、やはり残すといふことでいいですね。

3番目の担い手のところで、一体としての言葉の表現ならのここしてもよいかと思います、いかがでしょうか。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 日常的の部分に関しては、定期的にと直すことは問題ありません。この内容でご意見が特に無ければ、このまま愛知県のほうに提出をしたいと思えます。

新旧対照表のほうに前回の策定の日付が旧のほうに入っておりまして、新が令和5年のまだ日付を入れておりませんので、今日これでよいという判断をいただきましたら、今日付の日付を入れさせていただくこととなりますので、定期的と文言を直した上で、今日付の日付を入れた上で、やらせていただきたいと思えます。

会 長 事務局の説明は以上であります、もう一回協議の必要はないと思うのですが、事務局の説明の通りで、本日提出した議案について農業委員会として承認することよろしいでしょうか。何か他に質問があれば受けませんが。ないようでしたら、議題の通り承認することとしますが。

(異議なしの声あり)

それでは議題の通り承認することとします。

伊藤委員 1点承認後の質問をしたいのですが、5ページの地域計画の目標を達成する為にという部分ですが、これ作成された場合は、農業委員が以下の役割を担っていくとありますが、通常の活動記録とは別に地域計画を達成する為の役割として、地域計画を作成された担当の委員さんで、管理していく活動記録は、通常のものとは別で管理していくのか、それとも今皆さんが毎月出しているような活動記録の中で、包括していくのか、どちらの方の考えでしょうか。

事務局 今やっただいている活動記録の中で、農地の利用集積という部分に該当する話になるので、もし地域計画が作成された場合はそちらに記載していただくこととなります。

伊藤委員 わかりました。

会長 それでは議案第24号は以上とさせていただきます。

続きまして【議案第25号】農地法第5条の規定に係る許可申請2件について議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号5-10をご覧ください。

こちらは木村委員が利害関係者になりますので一時退席をお願いいたします。

(退席を確認後)

それでは説明をさせていただきます。申請地は、_____番地、登記・現況畑で面積は_____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は、_____地内に本社を置く、非鉄金属の精錬やダイカストの切削を行う事業者です。

申請者は、本社近くの蓮花寺地内で、駐車場を借りております。近年業績の好調に伴い、従業員が増加したことにより、現在の駐車場では不足しており、やむを得ず来客者用の駐車スペースや資材置場に駐車しなければならない事態となっております。

駐車場確保のため、周辺市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地がなく、申請地を選定し、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）-b-（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は星野委員になりますが、

星野委員 見て参りましたが、きれいに整地されておまして、問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とする

ことといたします。

2 件目の説明を事務局に求めます。

事務局 議案書 1 ページ、番号 5-11 をご覧ください。

申請地は、_____番地、登記畑・現況休耕畑で面積は_____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は現在、夫婦と子 1 人の 3 人で夫の実家で生活しております。現在の住宅は、2 世帯で生活することに適した間取りではなく、手狭な状態が続いており、また、昨年長女が誕生したことにより物が増え、より一層手狭な状態となってしまいました。

そこで住宅の建築を検討しましたが、申請者に所有する土地はなく、また希望に沿った土地も見つかりませんでした。そこで、申請者妻の父が所有する申請地で建築してもよいと承諾を得たため申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）-b-（b）に該当するため、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

なお、申請地は農振農用地区域ですが、農振除外の申請がされており、愛知県の同意を得ております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

三宅委員 この案件の地元は三宅委員になりますが、問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第 26 号】農地法第 52 条の規定の基づく農地の賃借料情報の提供について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地の賃貸借契約を締結する際を目安となるよう、農地法第 52 条の規定に基づき令和 5 年 1 月から 12 月までに農業委員会を通じて賃貸借契約

の締結があつて農地の賃借料を公表します。

農地法第3条許可は年に数件ありますが、非農家の相続などで農地が管理できないとの理由から所有権移転と無償の使用貸借権の設定がほとんどであるため、近年は賃貸借の申請がありません。

過去の実績もあくまで目安にさせていただくものなので、実際は当事者の話合いで決めていただくことになります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

何か意見はありますか。

なければこの案件について、原案のとおり承認してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について承認することといたします。

続きまして、【報告第18号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出11件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事 務 局 それでは説明させていただきます。

申請番号R5-77、_____番地、登記現況共に田。面積が_____㎡です。こちらは春日新橋西土地区画整理事業地内の案件となります。

こちら、鈴木推進委員の案件となります。

鈴木推進委員 分筆したあとの農地については、農地のままということでしょうか。

事 務 局 届出が出てきていないので、そうだと思います。

鈴木推進委員 でしたら問題ありません。

事 務 局 続きまして、申請番号R5-78、_____番地、登記現況共に田。面積が_____㎡です。こちらは再転用の案件となります。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして、申請番号R5-79、_____番地、登記現況共に田。面積が_____㎡です。こちらは一時転用の案件となります。

こちら、中野委員の案件となります。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 続きまして、申請番号R5-80、_____番地。登記田、現況畑。面積が_____㎡です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 次のページについては、すべて中野委員の案件となりますので、すべて読み上げてから、中野委員の意見を伺うこととします。

申請番号R 5－8 1、_____番地、登記現況共に田。面積が_____㎡です。

申請番号R 5－8 2、_____番地、登記現況共に田。面積が_____㎡です。

申請番号R 5－8 3、_____番地、登記現況共に畑。面積が_____㎡です。

申請番号R 5－8 4、_____番地、登記現況共に畑。面積が_____㎡です。

以上4件について中野委員お願いいたします。

中野委員 問題ありません。

事務局 続きまして、申請番号R 5－8 5、_____番地及び_____番地、登記、現況が畑。面積が2筆合計で_____㎡です。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 続きまして、申請番号R 5－8 6、_____番地。登記畑、現況宅地。面積が_____㎡です。

こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀田推進委員 問題ありません

事務局 続きまして、申請番号R 5－8 7、_____番地、_____番地。登記現況共に田。面積が2筆合計で_____㎡です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて、質問はありますか。それでは、その他について事務局から何かあればお願いします。

事務局 机上に配布した地図について何ですが、基本的に全地区の分を配布しておりました、住所表記と地番表記が異なる場合があります。パトロールの中でどの農地を見たかとメモしていただく際に、参考にしていただく資料となります。また全地区の地図をお渡ししておりますので、議案書に記

載のある担当地区外の農地に着いても、ご確認いただければ、市内の動向を把握していただく参考にもなるかなと思います。

会 長 事務局の説明が終わりました。以上のことに、質問はありますか。

それでは次回の開催について確認します。

令和6年2月22日、木曜日、午後2時から、場所は清須市役所南館3階 第3会議室にて開催予定ですので、よろしくお願ひします。

以上で令和5年度第10回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後14時40分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています